



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

<発行日>

令和5年12月吉日

<発行者>

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合
理事長 山田 尊司

※組合事務所

日進市赤池町箕ノ手2番地1155
Tel/Fax. (052) 807-3126

<ホームページアドレス>

<http://www.nisshin-akaike.com/>

「保留地の販売について」

理事長 山田 尊司

寒冷の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと心からお喜び申し上げます。

さて、第五期保留地販売の申込受付を令和6年1月27日（土）から行うこととなりましたので、ご案内させていただきます。

事業としましては、現在、諸課題等について早期に解決し、順次工事等を施工できるよう進めております。引き続き、皆様方のご理解ご協力をいただきながら進めてまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

第五期 保留地販売（入札）のお知らせ

- 申込期間 令和6年1月27日（土）～1月31日（水） 午前10時～午後4時
- 受付場所 日進赤池箕ノ手土地区画整理組合事務所
- 入札日 令和6年2月3日（土）午前10時～
- 会場 日進赤池箕ノ手土地区画整理組合事務所

※ 詳細については、12月25日に組合ホームページ掲載予定

■草刈り等について（お願い）

すでに使用収益開始された土地については、境界杭の保全及び草刈り等自己管理していただきますようお願いいたします。



保留地の詳細情報は、
組合ホームページをご
覧ください

日進赤池ヒルズ



◇ 目次 ◇

- ・ 保留地の販売について ...1 頁
- ・ 第8回事業計画変更概要 ...2、3 頁
- ・ 名称地番変更の予定について ...4 頁
- ・ 土地の立ち入りについて ...4 頁
- ・ 組合からのお願い ...4 頁

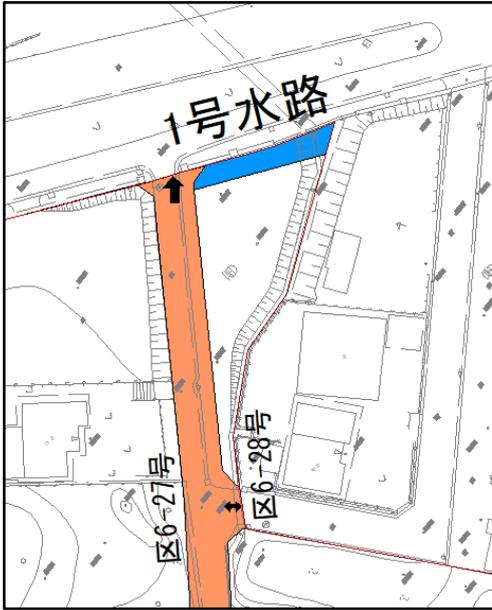
第8回事業計画変更概要

公共施設の一部変更、資金計画の変更、及び事業施行期間の延伸を内容とした第8回事業計画変更について、令和5年12月15日付で愛知県知事より認可を得ましたので、報告します。

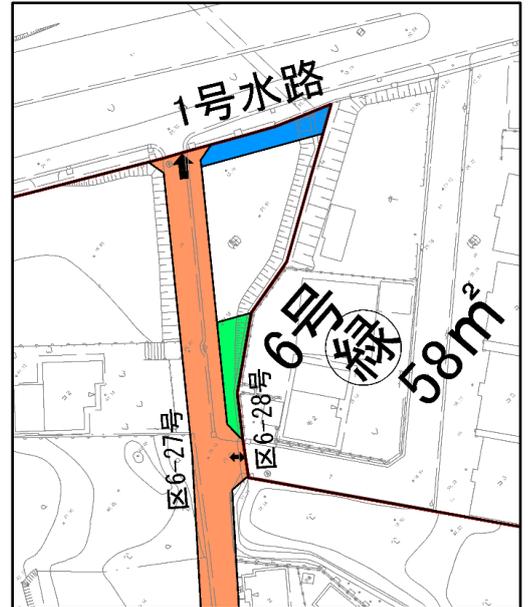


■公共施設の一部変更

変更箇所① 6号緑地58㎡新設
(変更前)

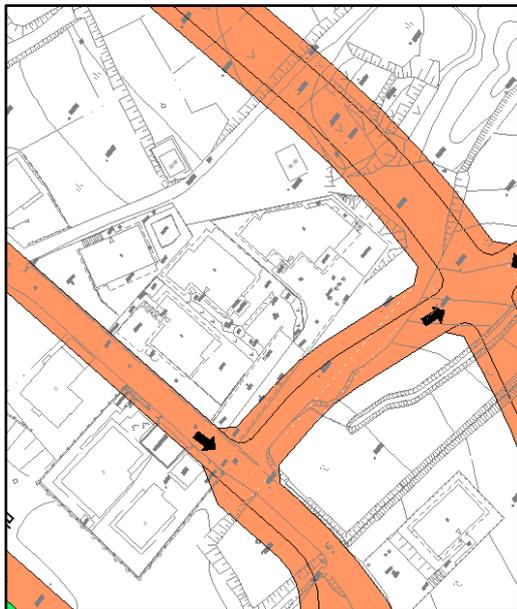


(変更後)

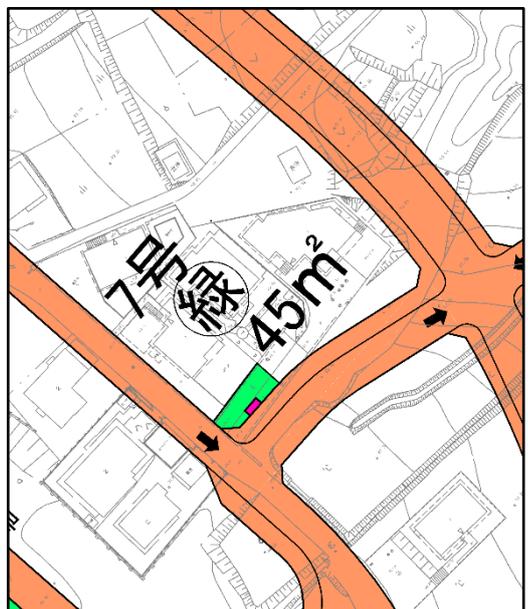


変更箇所② 7号緑地45㎡、ゴミステーション3.3㎡を新設
(ゴミステーション用地は道路付帯地に変更)

(変更前)



(変更後)



■資金計画変更

総事業費 131億円→133.65億円

【収入】

保留地処分金、その他雑収入等

【支出】

築造費、建物移転、移設費、上下水道新設負担金
整地費、工事雑費、調査設計費、事務費等

■事業施行期間変更

年度延伸1年 令和6年度未完了→令和7年度未完了

名称地番変更の予定について

第8回事業計画変更により、事業施行期間を1年延伸し、令和7年度末までとなりました。
よって、換地処分公告の予定につきましても令和7年以降となります。
なお、新住所への変更は、換地処分公告日の翌日となります。

土地の立ち入りについて

基準点測量、街区及び画地点の測設、出来形確認測量等のために、土地に立ち入りさせていただく場合があります。民家等敷地内に立ち入りさせていただく場合には、あらかじめお声をかけさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

組合からのお願い

・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票(写し)』を、組合に必ずご提出下さい。

(申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。)

- | | |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき | ④ 複数名義から単独名義になったとき |
| ② 贈与、相続されたとき | ⑤ 合筆、分筆されたとき |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき(但し、抵当権のみの変更は除く) |

・建築等の行為をされる方へ〔土地区画整理法第76条申請が必要です。〕

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思えます。

(申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。)

組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しておりますので、ご覧下さい。

＜ホームページアドレス：http://www.nisshin-akaike.com/>

問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地1155

電 話：052(807)3126

執務時間：平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

(但し、正午から午後1時までは休務)

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日(年末・年始・お盆)